

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第 880号
改正 平成17年 4月13日付け国自技第 271号

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第1章 （略） 第2章 （略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3 - 1 ~ 3 - 4 - 3 （略） 3 - 4 - 4 車名及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。 （1）~（4）（略） （5）<u>「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1255号。以下「輸入自動車特別取扱制度」という。）</u>により輸入自動車特別取扱届出書が提出された型式の自動車は、当該届出書に記載された車名及び型式 （6）<u>「並行輸入自動車取扱要領について」（平成9年3月31日自技第61号）に基づき提出された資料を参考に検査法人が検査した自動車は、検査法人が指定した車名及び型式</u> （7）（略） 3 - 4 - 5 ~ 3 - 4 - 14 （略） 3 - 4 - 15 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「<u>ガソリン</u>」、「<u>ガソリン</u>」、「メタノール」、「CNG」、「<u>圧縮水素</u>」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。 3 - 4 - 16 ~ 3 - 4 - 18 （略） 3 - 4 - 19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにおいては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">自動車検査業務等実施要領</p> <p>第1章 （略） 第2章 （略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3 - 1 ~ 3 - 4 - 3 （略） 3 - 4 - 4 車名及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。 （1）~（4）（略） （5）<u>「輸入自動車特別取扱制度」</u>により輸入自動車特別取扱届出書が提出された型式の自動車は、当該届出書に記載された車名及び型式 （6）<u>「並行輸入自動車取扱要領」</u>に基づき提出された資料を参考に検査された自動車であって、<u>同要領でいう届出車と同一又は関連有りとして判断した自動車</u>にあっては、その届出車の車名及び型式（型式については、届出車の排出ガス識別記号を除き、型式の前後に「-」を付すものとする。）。<u>ただし、届出車と関連ありと判断した自動車であって、原動機の型式が異なる場合でその届出車の型式が原動機の識別記号を含んでいる場合には、当該識別記号を搭載されている原動機の識別記号に置き換えて記載するものとする。</u> （7）（略） 3 - 4 - 5 ~ 3 - 4 - 14 （略） 3 - 4 - 15 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「<u>ガソリン</u>」、「<u>ガソリン</u>」、「メタノール」、「CNG」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。 3 - 4 - 16 ~ 3 - 4 - 18 （略） 3 - 4 - 19 備考欄は、下表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにおいては自動車検査記録簿（乙）（第3号様式による。）を作成するものとする。</p> |

| 記載を要する自動車 | 記載事項 | 記載例 |
|---|---|---|
| 1～14-1 (略) | (略) | (略) |
| 15. 並行輸入自動車 | 適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置 原動機の最高出力時の回転数 | 保安基準適用年月日又は製作年月日 平成12年4月1日 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm |
| 15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排出ガス規制に適合したもの (3) 3-4-4(4)に該当する改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの | 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨 | 12年排出ガス規制適合 11年排ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし |
| 16. 職権打刻をした自動車 (打刻届出に係る位置に車台番号を打刻した場合) | 車台番号打刻位置 | 車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 |

| 記載を要する自動車 | 記載事項 | 記載例 |
|---|------------------|------------------------------|
| 1～14-1 (略) | (略) | (略) |
| 15. 並行輸入自動車等であって、製作年月を初度登録年月で判定することが困難なもの | 排出ガス規制の適合年又は製作年月 | 53年度排出ガス規制適合製作年月 平成7年10月 |
| 16. 職権打刻をした自動車 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。) | 車台番号打刻位置 | 車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 |

| | | |
|-------------------------|----------------------------------|--|
| 及び並行輸入自動車の原動機型式の場合を除く。) | シリアル番号を有する場合のシリアル番号 原動機型式打刻位置 | ABSDEFGH123456789 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部 |
| 17～26 (略) | (略) | (略) |

| | | |
|-----------|----------------------------------|--|
| | シリアル番号を有する場合のシリアル番号 原動機型式打刻位置 | ABSDEFGH123456789 原動機型式打刻位置 シリンダブロック上面左側前部 |
| 17～26 (略) | (略) | (略) |

3 - 4 - 20 ~ 3 - 15 (略)

第4章 (略)

第6章 雑則

6 - 1 ~ 6 - 7 (略)

6 - 8 削除

第1号様式 ~ 第5号様式 (略)

第6号様式 削除

附 則

この要領は、平成17年4月13日から適用する。

3 - 4 - 20 ~ 3 - 15 (略)

第4章 (略)

第6章 雑則

6 - 1 ~ 6 - 7 (略)

6 - 8 地方運輸局自動車技術安全部技術課は、検査標章必要箱数報告書(第6号様式による。)により二半期終了後20日以内に、自動車交通局技術安全部技術企画課に提出するものとする。

第1号様式 ~ 第5号様式 (略)

第6号様式 (別紙参照)